

平成 23 年 11 月 1 日

職 員 各 位

八幡市長 明 田 功

平成 24 年度予算編成方針について

標記の件について、八幡市財務規則第 5 条の規定に基づき、平成 24 年度の予算編成は、次のとおり作成するよう通知します。

1 本市を取り巻く社会経済動向と今後の見通し

(1) 社会経済と国予算の動向

我が国の経済は、景気が未だ持ち直していないなか、3月11日に発生した東日本大震災や10月の台風被害などにより、一時的に揺らいでおり、世界経済の減速と急速な円高により厳しくなっています。

雇用状況について見ると、東日本大震災の被災地である岩手、宮城、福島3県を除いた失業率は4.3パーセントであります。特に15～24歳層の完全失業率が7.9パーセントと高く、新卒者・若年者にとって厳しい雇用情勢が続いています。

内閣府の「月例経済報告」では、景気は、海外経済の緩やかな回復や各種の政策効果などを背景に持ち直しの兆しが見られるといった報告がされていますが、欧州の債務問題の影響による円高の進行などにより予断を許しません。

このような状況の下、政府は、「政策推進指針」に基づき、大震災がもたらした制約を順次、確実に克服するとともに、潜在的な成長力を回復するよう取り組み、平成23年度第1次及び第2次補正予算の速やかな執行等により、震災からの早期立ち直りを目指しました。また、7月29日、「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定しました。加えて、平成23年度第3次補正予算を編成し、復興に全力で取り組むとともに、急速な円高の進行による株価や外国為替などの下落懸念や産業空洞化のリスクに対応するとともに、円高メリット

を活用するなど、円高への総合的対応策の取りまとめを行うこととしております。

地方分権では、「地域主権戦略大綱」に基づき、都道府県から住民に最も身近な市町村への権限移譲、義務付け・枠付けの見直しが平成24年度から本格化します。また、補助金の一括交付金化も進められています。今後、地方財政への影響が懸念される場所であり、各部局とも国の動向を十分注視して対応する必要があります。

(2) 本市の財政状況と収支見直し

平成22年度の決算状況を見ると、歳入の根幹をなす市税収入は、景気悪化により、給与水準が大幅に低下し、低所得者層の増加が進んだことなどのため、平成21年度に比べて3億4,000万円の減収となりました。また、平成20年度と比べ8億2,000万円の減収となっています。

一方、歳出では、景気の低迷による生活弱者の増加や高齢社会の進展によりまして社会保障経費、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療などへの繰出金が引き続き増加することとなりました。

行財政改革につきましては、ゼロベースでの事業見直し、ゼロ予算事業の推進、事業費コストの見直しの3つの視点に立って1係1改善を目標とした行財政改革を行ったほか、地域手当の支給割合の引き下げなどを行いました。これにより、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成21年度の98.8パーセントから平成22年度は95.8パーセントとなり、3.0ポイント改善しました。しかしながら適正水準とは差があり、今後も財政構造の弾力化に向けての取組が必要であります。

こうした状況の下、平成23年度の見通しは、歳入では、世界経済の減速の影響により日本経済も悪化していることやデフレに伴う給与所得の低下などから、市税収入は、前年度より一層の減収が見込まれます。本来、市税の減収については、原則として地方交付税で補填されることになっておりますが、東日本大震災、台風などにより甚大な被害を受けた地域の復興支援に多くの力が費やされることが見込まれることから、今後は交付額が縮減されることも予測されます。

一方、歳出では、少子高齢化が進行する中で恒常的な扶助費や医療費の伸び、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療等特別会計への繰出金などの経費が

増加の見込みです。

今後についても、扶助費の累増に加え、災害時避難施設などの既存公共施設の耐震化・老朽化対策や都市基盤の整備など必要不可欠な施策を進めていく必要があります。また、医療、介護、健康づくりをはじめとする福祉の充実や教育施設等の充実のほか、市民サービスの向上に向けた施策を推進していかなければならないため、本市の財政を取り巻く状況は、今後も厳しくなると考えられます。

平成24年度の予算編成においては、こうした状況を十分認識し、次に掲げる考え方に沿って取り組むものとします。

2 予算編成にあたっての基本的な考え方

平成24年度予算編成においては、「第4次八幡市総合計画」と「第5次行財政改革実施計画」の推進を基本に、簡素で効率的な運営を図ることとします。特に、平成24年度は総合計画の後期基本計画の初年度となることから、計画の着実な推進に努め、市民が生き生きと過ごし、住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めるため、次の考え方にに基づき予算編成を行ってください。

(1) 第4次総合計画の着実な推進

市民と行政がともに考え、ともに行動する市民との協働をキーワードに、将来都市像である「自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市～自立と協働による個性あふれるまちづくり～」の実現を目指し、取組を進めてください。

計画遂行にあたっては、全職員が今一度計画を見つめ直し、次の基本目標に向かって取り組まなければなりません。

- ① 人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち
- ② 次代を担う人づくりを進め、文化芸術を守り育てるまち
- ③ 豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち
- ④ だれもが明るく元気に暮らせるまち
- ⑤ 人がつどい、活力あふれるまち
- ⑥ 安心して暮らせる安全で快適なまち

⑦ 計画の実現に向けた取組や体制の強化

(2) 第5次行財政改革の推進

持続可能な財政構造の構築に向け、第5次行財政改革実施計画を推進する一方で、その取組の成果を予算に反映させ、将来の財政負担の抑制を図るため、次の点に主眼を置いてください。

① 市民への説明責任を念頭に置き、職員一人ひとりが常にコスト意識を持って、次の事項に留意しながら積極的に事業の見直しに努めること。

ア 目的の妥当性や行政が担う必然性があるか

イ 投入される行政資源に見合った効果が得られるか

ウ 優先性・緊急性が認められるか

② 今後の行政運営は、市民と行政とが「協働」し、対等の立場で共通の目標を達成することが必要です。そのため、単に行政の補完的な「協働」ではなく、市民の英知が結集できる「協働」のあり方を念頭に置き、既存の事業の見直しや再構築を行うこと。

③ 施策を展開するに当たり、受益者に応分の負担を求めることは、市民間の公平を図り、総合的に行政サービスの向上にも繋がっていきます。必要なサービスを迅速かつ適正な費用負担のもとで提供することを検討し、事業の見直しを行うこと。

④ 国・府の動向を十分注視し、財源の確保に最大限努力すること。また、国・府の助成等が削減・縮減される事業については、事業の見直しを検討すること。特に、新たな事業を展開する場合については、必ず既存事業の見直しを行い、財源の確保に努めること。

以上のことを踏まえ、簡素で効率的・効果的な行財政制度を確立し、「活力ある小さくても存在感のあるまちづくり」を目指した予算編成となるよう全職員一丸となった取り組みを強く期待します。